

# 「電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習」開催のお知らせ（令和8年度）

**申込の際は『切手貼付・宛名記入済み返信用封筒』（下記5. ⑤）を必ず同封して申込期間に郵送又は窓口にてお申し込みください。**

**受講申込開始日前の申請は受付できません。**

道路運送車両法施行規則第57条第7号及び第62条の2の2第1項第7号に定める「電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習」を下記のとおり開催しますのでお知らせします。

この講習は、電子制御装置を対象とする整備を行う事業場において選任される整備主任者に必要となる講習です。

なお、一級大型自動車整備士及び一級小型自動車整備士の方は本講習を受講する必要はありません。

## 記

### 1. 講習日時等

| 開催回<br>【地区】 | 開催日<br>【会場】                 | 時間<br>(時間区分)           | 受講区分<br>【募集定員】    | 受講申込開始日～<br>申込締切日(必着)             |
|-------------|-----------------------------|------------------------|-------------------|-----------------------------------|
| 第1回<br>【津】  | 令和8年6月26日(金)<br>【自動車整備振興会】  | 9:00～17:00 注1<br>(2部制) | 学科・試問・実習<br>【40名】 | 令和8年5月18日(月)～<br>令和8年5月21日(木)注2   |
| 第2回<br>【津】  | 令和8年8月17日(月)<br>【自動車整備振興会】  | 9:00～17:00 注1<br>(2部制) | 学科・試問・実習<br>【40名】 | 令和8年7月13日(月)～<br>令和8年7月16日(木)注2   |
| 第3回<br>【津】  | 令和8年10月29日(木)<br>【自動車整備振興会】 | 9:00～17:00 注1<br>(2部制) | 学科・試問・実習<br>【40名】 | 令和8年9月14日(月)～<br>令和8年9月17日(木)注2   |
| 第4回<br>【津】  | 令和8年12月21日(月)<br>【自動車整備振興会】 | 9:00～17:00 注1<br>(2部制) | 学科・試問・実習<br>【40名】 | 令和8年11月16日(月)～<br>令和8年11月19日(木)注2 |
| 第5回<br>【津】  | 令和9年2月24日(水)<br>【自動車整備振興会】  | 9:00～17:00 注1<br>(2部制) | 学科・試問・実習<br>【40名】 | 令和9年1月18日(月)～<br>令和9年1月21日(木)注2   |
| 第6回<br>【津】  | 令和9年3月11日(木)<br>【自動車整備振興会】  | 9:00～17:00 注1<br>(2部制) | 学科・試問・実習<br>【40名】 | 令和9年2月1日(月)～<br>令和9年2月4日(木)注2     |

※試問は、学科及び実習を受講された方が対象となります。

※募集定員は、1回あたりの上限定員となります。

※各回最低募集定員に達しない場合は、講習を中止することがあります。予めご了承ください。

注1: 時間区分の選択はできません。時間の詳細は、別途支局より送付される受講案内にてご確認ください。

注2: **受講申込開始日前の申請は受付できませんのでご注意ください。**

### 2. 講習会場

一般社団法人三重県自動車整備振興会 (津市桜橋3丁目53-15)

### 3. 受講資格

現に当該事業場において整備主任者として選任されている方又は、次に掲げる自動車整備士の技能検定に合格している方。

一級二輪自動車整備士・二級ガソリン自動車整備士・二級ジーゼル自動車整備士

二級自動車シャシ整備士・二級二輪自動車整備士・自動車電気装置整備士・自動車車体整備士

#### 4. 受講申込方法

受講申請書及び受講票に必要事項を記載し、以下5.に掲げる書類を添付のうえ、受講申込期間内に自動車整備振興会に郵送(必着)又は窓口にてお申し込みください。

※電話、FAXでの申込は受付していません。**受講申込開始日前の申請は受付できません**

郵送先: 一般社団法人三重県自動車整備振興会 教育課  
〒514-0003 三重県津市桜橋3丁目53-15

#### 5. 申込に必要なもの

- ①受講申請書 及び 受講票(いずれも同じ写真の貼付けが必要です。)
- ②自動車整備士の技能検定に合格したことを証する書面(自動車整備士合格証書又は自動車整備士手帳等の写し<sup>注</sup>)  
注: 整備士手帳の写しを提出される場合は、氏名、生年月日、整備士の種類、合格番号、合格年月日の記載されているページを提出してください。
- ③現に事業場において整備主任者として選任されていることを証する書面(②の書面がない方に限る。)
- ④実習免除の方は、実習受講証の写し(申請時点で交付されている方に限る。)
- ⑤切手貼付・宛名記入済み返信用封筒(受講票の返付は郵送のみとなります。)  
※複数人を一つの封筒等に同封する場合は同一開催日分に限り可能です。複数開催日分を一つの封筒等に同封することはできません。

#### 6. 受講費用

- ①学科及び試問受講料: 無料  
資料代: ※注
- ②実習受講料: 2,000円  
資料代: (実習受講料に含む。)
- ③試問のみ受講料: 無料

※注

学科の講習資料は、国土交通省ホームページよりダウンロードすることができます。  
[https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha\\_fr9\\_000016.html](https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr9_000016.html)  
なお、当日は製本版資料(500円)を販売しております。詳しくは自動車整備振興会へお問い合わせください。

※学科及び実習を同時に受講される場合は、実習テキストに含まれていますのでダウンロードしてご持参いただく必要はありません。



#### 7. その他注意事項

※定員超え等のため受付できなかった方については、誠に恐れ入りますが、次回開催の講習に再度お申込をお願いすることとなりますので、ご承知おきください。なお、受付できなかった申請書類等は返却いたします。

申込みの締切情報は三重運輸支局ホームページにて公表しますので、お申し込みの際は予めご確認頂きますようお願いいたします。

※実習について、自動車整備振興会以外の認定講習機関で受講を希望される場合は、当該実施機関にお問い合わせください。

#### 8. 講習の中止、中断

- ①自然災害などにより、講習実施が困難と判断される場合、または講習会場の地区において自治体による「避難指示」または「避難勧告」が発令された場合は、講習をあらかじめ中止または中断することがあります。
- ②講習を中止する場合または、その可能性がある場合は三重運輸支局ホームページにて公表します。ご来場の前に必ずご確認ください。  
<http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/mie/>



##### 【問い合わせ先】

##### ■講習全般に関すること

中部運輸局三重運輸支局 整備担当  
TEL 059-234-8412

##### ■受講の申込方法、実習に関すること

三重県自動車整備振興会 教育課  
TEL 059-226-5215